

令和2年度

土木工事標準積算基準書

改正資料(第2回)

令和3年7月1日

静岡県交通基盤部

令和2年度 土木工事標準積算基準書(正誤表)

項	項目	改正前	改正後
I-2-②-12	(3)質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬	<p>(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>質量20 t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。</p> $U_k = [A1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A2 \cdot C_2 + A3 \cdot C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は} K') \text{}$ <p>ただし U_k: 貨物自動車による運搬費</p> <p>A1: 基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。 また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。</p> <p>A2: 悪路割増区間基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。</p> <p>A3: 冬期割増区間基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。</p> <p>B: 諸料金 a. 地区割増料金……適用する。 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」の地区割増料金を加算する。 ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。 b. 車両割増料金……適用しない。</p> <p>$C_1 \sim C_4$: 運賃割増率(表3.1) C_1: 特大品割増 C_2: 悪路割増 C_3: 冬期割増 C_4: 深夜早朝割増 その他の割増率は適用しない。</p> <p>D: 運搬車両の台数 1を代入する。</p> <p>M: その他の諸料金 1) 組立、解体に要する費用 重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。 2) その他下記事項の料金を必要により計上する。 a 荷役機械使用料 b 自動車航送船使用料 c 有料道路利用料 d その他</p> <p>K: 運搬される建設機械の運搬中の賃料(円) K': 運搬される建設機械の運搬中の損料(円) 運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。 積算方法は、「1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。 *建設機械運搬方法等は表3.2による。 *端数処理 輸送費(基本運賃料金×運賃割増率)及び諸料金(B)は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切り上げる。</p>	<p>(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用</p> <p>質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。</p> $U_k = A + M + K \text{ (又は} K') \text{}$ <p>ただし U_k: 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費</p> <p>A: 基本運賃料金(円) 表3.11によるものとする。 なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。 また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増(特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用出来る。 ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。</p> <p>M: その他の諸料金(円) 1) 組立、解体に要する費用 重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。 2) その他下記事項の料金を必要により計上する。 a 荷役機械使用料 b 自動車航送船使用料 c 有料道路利用料 d その他</p> <p>K: 運搬される建設機械の運搬中の賃料(円) K': 運搬される建設機械の運搬中の損料(円) 運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。 積算方法は、「2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。 *建設機械運搬方法等は表3.2による。</p> <p>2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(日) $K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$ 運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(日) $K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$ L: 運搬距離(km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度: (30 km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速 30 km/h を標準とする。 3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。 なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。 4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板V L・VIL・II w・III w・IV w型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。</p>

令和2年度 土木工事標準積算基準書(正誤表)

項	項目	改正前	改正後																																																															
I-2-②-13	(3)質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬	表3.1 運賃割増率	表3.1 基本運賃表																																																															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特大品割増 (C₁)</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"># 15t以上</td> <td>7 #</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、水閘門等</td> <td>単体の長さ(m)</td> <td>単体の質量(t)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12≦L<15</td> <td>1≦G<15</td> <td>8 #</td> </tr> <tr> <td>15≦L<20</td> <td>—</td> <td>10 #</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注)3</td> <td>20≦L</td> <td>15≦G</td> <td>12 #</td> </tr> <tr> <td>悪路割増 (C₂)</td> <td colspan="2">悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。</td> <td>3 #</td> </tr> </tbody> </table>	割増項目	適用範囲		割増率	特大品割増 (C ₁)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	# 15t以上	7 #	鋼橋、水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—	12≦L<15	1≦G<15	8 #	15≦L<20	—	10 #	(注)3		20≦L	15≦G	12 #	悪路割増 (C ₂)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 #	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貨物自動車規格</th> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th>20km まで (円)</th> <th>50km まで (円)</th> <th>100km まで (円)</th> <th>150km まで (円)</th> <th>200km まで (円)</th> <th>200km を超え 20km までを増す毎に (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">62,500</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">76,000</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">98,000</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">120,500</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">142,500</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">8,900</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m幅 2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m幅 2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシュヤー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m3 / 平積0.3m3</td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m	自走式破砕機	クラッシュヤー寸法 開450mm 幅925mm	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 / 平積0.3m3	各種	—					
		割増項目	適用範囲		割増率																																																													
特大品割増 (C ₁)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増																																																															
		# 15t以上	7 #																																																															
	鋼橋、水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—																																																														
		12≦L<15	1≦G<15	8 #																																																														
		15≦L<20	—	10 #																																																														
(注)3		20≦L	15≦G	12 #																																																														
悪路割増 (C ₂)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3 #																																																															
貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)																																																										
			路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900																																																								
スタビライザ	深0.6m幅 2.0m																																																																	
スタビライザ	深1.2m幅 2.0m																																																																	
自走式破砕機	クラッシュヤー寸法 開450mm 幅925mm																																																																	
油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																	
バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 / 平積0.3m3																																																																	
各種	—																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">割増項目</th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冬期割増 (C₃)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> </tr> </tbody> </table>	割増項目	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地 域	期 間	冬期割増 (C ₃)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																					
割増項目		冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率			割増率																																																													
	地 域	期 間																																																																
冬期割増 (C ₃)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																																																															
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日																																																																
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																	
深夜早朝割増 (C ₄)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増																																																																

(注) 1. 鋼橋の輸送については「第IV編第7章①鋼橋製作工」、水閘門については「土木工事標準積算基準書(機械編)」により別途計上するものとし、その他については上記運搬費で計上するものとする。

2. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。

3. 特大品割増(C₁)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。

4. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(D)

K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)×L／(輸送速度×8)

運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(D)

K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)×L／(輸送速度×8)

L：運搬距離(km)基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度：(30km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

令和2年度 土木工事標準積算基準書(正誤表)

項	項目	改正前	改正後																																																																																																	
I-2-②-14	(3)質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬	<p style="text-align: center; color: red;">表3.2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械 質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・ Ⅳw型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積 0.4m³ / 平積 0.3m³</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 車載のRはトレーラである。 2. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・ Ⅳw型用			R	37.90		バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ / 平積 0.3m ³			R	22.00		<p style="text-align: center; color: red;">表3.2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>車種</th> <th>機械 質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)</td> <td>2.0m</td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積 0.4m³ / 平積 0.3m³</td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 車載のRはトレーラである。 2. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	車 載		備 考	車種	機械 質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)	2.0m	R	28.50		スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00		油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70		バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ / 平積 0.3m ³	R	22.00	
機 械 名	規 格	自 走			車 載		備 考																																																																																													
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)																																																																																															
路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																															
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																															
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																															
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																															
油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																															
油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・ Ⅳw型用			R	37.90																																																																																															
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ / 平積 0.3m ³			R	22.00																																																																																															
機 械 名	規 格	車 載		備 考																																																																																																
		車種	機械 質量 (t)																																																																																																	
路面切削機 (ホイール式・廃材搬入装置付)	2.0m	R	28.50																																																																																																	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00																																																																																																	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70																																																																																																	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00																																																																																																	
油圧式抗圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70																																																																																																	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ / 平積 0.3m ³	R	22.00																																																																																																	